

自転車

従業員の命を守る

ヘルメット着用推進宣言事業所 募集中



福岡県警察では、自転車ヘルメットの着用促進のため、
「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」の認定事業を行っています！

自転車ヘルメット 着用推進 宣言事業所 とは

自転車事故で大きな被害にあう従業員を一人でも減らすため、
自転車ヘルメット着用に自発的かつ積極的な取組（※下記事項）を
行うことを宣言する事業所をいう。

取組事項

※ その他の取組も
含みます。

とは

業務・通学時
のヘルメット
着用を徹底



ヘルメット
支給・購入
制度の創設



着用率
100%
を目指す



従業員に
交通安全
教育を実施



対象

は

福岡県内に所在・事業活動を行う

自転車通勤を
認めている事業所

または

業務に自転車を
使用している事業所

※事業所は、自治体等の公的機関及び各種法人等も含む。

認定の流れ

～認定条件～

- ヘルメット着用推進を
宣言すること
- 着用推進のため、
積極的な取組を
行うこと

1 宣言書を記載する

記載用紙は

チラシ裏面もしくは
福岡県警 HP
に掲載しています

HPの二次元コード▶



2

宣言書
を最寄りの
警察署に提出する

交通課窓口へ



3

管轄の警察署長
から認定を受ける
※認定書を交付

従業員にヘルメットを
着用させます！



事業所の皆さんは

「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」に登録し、従業員の命を守りましょう！

なお、宣言していただいた事業所については、県警ホームページに掲載させていただきます。

※ 掲載希望されない事業所にあつては、宣言書にチェック欄がありますので、記載をお願いいたします。

お問い合わせ先

- 最寄りの警察署交通課窓口
- 福岡県警察本部交通企画課 小型モビリティ・自動運転対策係まで

(代表：092-641-4141 内線：5045)

福岡県警察

『自転車ヘルメット着用推進宣言事業所』宣言書

令和 年 月 日

自転車ヘルメット着用を推進するため、次の事項について取組を行うことを宣言します。

(取り組んでいただける項目の□に✓印を付けてください。)

- ☐ 業務・通勤において自転車を利用する際は、ヘルメットの着用を徹底します。
- ☐ 従業員に対して、ヘルメットの支給や、購入制度を創設し、着用を促します。
- ☐ 従業員の自転車乗車用ヘルメット着用率100パーセントを目指します。
- ☐ 従業員に対し、ヘルメットの着用を始めとした交通安全教育を行います。
- ☐ その他（下欄にご記入ください）

確認事項
【必須】

- ① 必ずチェックしてください。
☐ 事業主・役員は暴力団員等に該当せず、また密接な関係ありません。
- ② 届出内容（個人情報等を除く）は、福岡県警察ホームページに一覧表形式で掲載します。
下記にチェックしてください。
※ 福岡県警察ホームページへの掲載を（☐希望します。 / ☐希望しません。）

(ふりがな)

事業者名称：

(ふりがな)

代表者氏名：

〒

所在地：

電話番号

ホームページ URL

☐有 < >
☐無

*以下の記載事項は、福岡県警察ホームページには掲載されません

担当者氏名	
担当者部署	
担当者電話番号	
メールアドレス	